

議案第4号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）及び地域再生法（平成17年法律第24号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

(過疎地域における県税の課税免除)

第2条 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「過疎法省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

(1) 事業税 過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

(過疎地域における県税の課税免除)

第2条 過疎法第2条第1項の規定による過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「過疎法省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

(1) 事業税 過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設

備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして過疎法省令第2条の規定により計算した額に対して課する額

- (2) 不動産取得税 過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（過疎法第2条第2項の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する額

2 略

(同意集積区域における不動産取得税の課税免除)

第3条 略

(地方活力向上地域における県税の不均一課税)

第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1

備（以下「特別償却設備」という。）を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして過疎法省令第2条の規定により計算した額に対して課する額

- (2) 不動産取得税 特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（過疎法第2条第2項の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する額

2 略

(同意集積区域における不動産取得税の課税免除)

第3条 略

項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度(以下この項において「基準年」という。)以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第58条の2及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

基準年	2分の1
基準年の翌年又は翌事業年度	4分の3
基準年の翌々年又は翌々事業年度	8分の7

2 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得(土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課

する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条又は前条第2項の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第4条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）に対しては、当該家屋又はその敷地である土地の取得（前2条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第6条 第2条第1項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限（以下「延長申告期限」という。）までに、法人にあっては同号イに規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格

(5) その他参考となるべき事項

2 第2条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、その者又はその同居の親族の労力によって畜産業又は水産業を行った年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

第5条 第2条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限（以下「延長申告期限」という。）までに、法人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特別償却設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格

(5) その他参考となるべき事項

2 第2条第2項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日又は延長申告期限までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 第3条の規定の適用を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

4 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあっては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

3 第3条の規定により不動産取得税の課税を受けないこととなる事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

4 略

(不均一課税の適用の申請)

第6条 第4条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) 略

2 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) その他参考となるべき事項

3 知事は、前2項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(1) 略

(2) 第4条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) 略

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項から第3項までの届出若しくは前条第1項若しくは第2項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第5条までの規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項又は第5条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条第2

(虚偽の届出者等に対する措置)

第7条 正当な理由がなく、第5条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第5条第4項若しくは前条第2項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第8条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条第1項若しく

項若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4条第2項又は第5条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第5条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

は第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条又は第4条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第9条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条若しくは第4条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第11条 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第6条の規定により届出をする者が選択するいずれかの規定を適用する。

(届出書等の提出)

第12条 略

(委任)

第13条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例等の廃止)

2 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第10条 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第5条又は第6条の規定により届出又は申請をする者が選択するいずれかの規定を適用する。

(届出書等の提出)

第11条 略

(委任)

第12条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例等の廃止)

2 略

(経過措置)

- 3 第4条の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 4 第4条第1項の規定の適用を受ける者であって、平成12年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供したものに係る第9条第1項の届出書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して30日を経過する日とする。
- 5 旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内において、製造の事業又は旅館業の用に供する設備を平成12年3月31日以前に新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の日前に、附則第2項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定によりなされた届出その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

- 2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の事業税又は平成27年8月10日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 新条例第4条第2項の規定は、平成27年8月10日以後の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。